

○ 司法解剖後遺体公費搬送実施要領の改正について（通達）

〔令和5年3月7日付け県相甲達第10号、
会甲達第6号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号1 令和3年12月24日付け県相甲達第26号、会甲達第27号、捜一甲達第87号、交指甲達第120号「石川県警察司法解剖後遺体公費搬送実施要領の制定について（通達）」

対号2 令和4年12月21日付け県相甲達第33号、会甲達第27号、捜一甲達第79号、交指甲達第90号「石川県警察司法解剖後遺体公費搬送実施要領の制定について（通達）」

司法解剖後における遺体公費搬送については、対号に基づき運用しているところであるが、別添のとおり「司法解剖後遺体公費搬送実施要領」を改正し、令和5年4月1日から実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

司法解剖後遺体公費搬送実施要領

1 目的

この要領は、司法解剖後における遺体搬送を公費負担することにより、捜査過程における遺族等の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 司法解剖

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき鑑定処分許可状を得て行う解剖をいう。

(2) 司法解剖後遺体

司法解剖を行い終わった死体をいう。

(3) 遺族等

被害者の親族など、司法解剖後遺体の引渡しを受け火葬埋葬等を行うことを申し出た者をいう。

(4) 公費搬送

司法解剖後遺体を引き渡した場所から、遺族等の希望する搬送先まで公費により搬送することをいう。

3 公費搬送の適用

司法解剖後遺体については、次のいずれかに該当する場合を除き、公費搬送するものとする。

- (1) 加害者が親族であることが明らかであるとき。ただし、特段の事情があり公費搬送することが妥当であると認められた場合を除く。
- (2) 司法解剖後遺体である死者又は遺族等が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (3) 身元不明死体等、遺族等が判明しないとき。
- (4) 遺族等が公費搬送を希望しないとき。
- (5) その他公費搬送することが社会通念上適切でないと警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が認めるとき。

4 公費搬送の区間

司法解剖後遺体の引渡場所から遺族等が希望する搬送先までの区間とする。

5 公費負担の範囲

一般貨物自動車運送事業者（以下「業者」という。）の行う霊柩車（普通車に限る。）による司法解剖後遺体の搬送料金を対象とし、上限を3万円（税込み）とする。

なお、遺族等が特別車を希望した場合の普通車による搬送料金との差額のほか、附属品（棺桶、納体袋、ドライアイス及び仏衣等）は、遺族等の負担とす

る。

6 手続

- (1) 警察署長等は、公費搬送の必要があると認めるときは、遺族等に対して、公費搬送の内容等について説明した上で遺族等が希望する業者を確認すること。
- (2) 警察署長等は、遺族等が希望した業者に対し公費搬送の区間及び公費負担の範囲、その他必要な手続について説明すること。
- (3) 警察署長等は、公費搬送を行った場合、速やかに「司法解剖後遺体公費搬送報告書」（別記様式）により、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）を経由して警察本部長に報告を行うものとする。

7 留意事項

警察署長等は、公費搬送の適否及び公費負担の範囲等に疑義があるときは、県民支援相談課長と協議するものとする。